

機械保守契約書(雛形)

株式会社ティ・シー・エス(以下甲という)と(以下乙という)は、別紙に記載の小型シーラー(以下単に機械という)を常に良好な状態で有効に稼働させ、かつ、耐久性を維持させるため、次の通り保守に関する契約(以下本契約という)を締結する。

第1条(契約期間および契約更新等)

- 本契約の有効期間は 年 月 日から1ヵ年とする。但し、甲乙いずれか一方から期間満了日の2ヶ月前までに書面による変更、解約の申し出のないときは、更に1ヵ年継続されるものとし、以後も同様とする。
納入後満5年を経過した以降の契約更新は、別紙記載の見積もりを行い、甲は乙の承諾をもって継続する。
- 乙は甲に対して2ヶ月前に通知することで本契約の変更又は解約できるものとする。なお、乙が解約する場合、当該解約が甲の責めによる場合を除き、甲は受領済の保守契約料金を乙に返還する義務を負わない。

第2条(通常保守受付時間)

本契約にもとづく甲の乙に対する保守時間は月曜日から金曜日の(祝日、夏季休暇、年末年始を除く)く、9時半から17時までとする。

第3条(保守料金)

本契約にもとづく保守契約料金は別紙記載の料金とする。

第4条(保守の内容)

- 甲は機械が正常に使用されて故障した場合、責任をもって部品の取替えおよびその補修作業を行う。
- 乙が常に良好な状態で機械を有効に使用し、かつ、機械の耐久性を維持させるため甲は必要に応じ機械の調整を行う。
- 乙は保守が円滑に行われるように甲の保守に対して機械の点検又は修理に必要とする全てについて便宜を図るものとする。
- 乙が機械の改造または他の機械の取付け等を望む場合には、あらかじめ文書で甲に同意を求めるものとする。
- 次の各号に該当するものは本契約に含まれず、乙の注文によってその都度、別途契約とする。
 - 天災地変その他不可抗力の原因により生じる損傷の修復作業
 - 機械使用方法変更による機械等の改造・組替えおよびその調整作業
 - 機械の全分解掃除、組立調整作業
 - 乙の機械取扱いの誤り、取扱説明書の条件と著しく異なる事情等に起因する機械損傷の作業
 - 甲の取扱品以外の部品、附属品、消耗品の使用によって生じる故障

第5条(機密保持)

乙甲双方は保守の遂行にあたって知り得た互いの企業機密及び個人情報に関し、本契約の有効期間は勿論、その終了後も一切他に漏洩してはならないと共に、相手方の承諾無くして営業目的をもって利用してはならないものとする。但し、個人情報を除き以下の場合には機密保持の対象から除外するものとする。

- 乙または甲の一方の当事者が開示する以前に他方当事者が既知であった知識、情報
- 乙または甲の一方の当事者が開示する以前に公知であったもの
- 乙または甲の責任によらずして、公知となったもの

第6条(支払条件)

- 乙は甲の請求後1ヶ月以内に保守契約料金を支払うものとする。
- 保守契約料金は一括前払いで支払うものとする。

第7条(協議)

本契約の解釈に疑義を生じた場合、または本契約に定めのない事項については、乙甲双方が誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

本契約締結の証として、本証書2通を作成し、乙甲記名捺印の上、各自1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)

別 紙

機械及び契約形態別保守料金表

センドバック方式による修理の料金表（無償保証期間 6 カ月を含む） (税別)

モデル番号(型番)	2年保守契約	3年保守契約	5年保守契約	備 考
████████	██████ ■	██████ ■	██████ ■	
████████	██████ ■	██████ ■	██████ ■	
██████	██████ ■	██████ ■	██████ ■	

中途保守契約によるセンドバック方式修理の料金表 (税別)

モデル番号(型番)	年間保守契約	備 考
████████	██████ ■	
████████	██████ ■	
██████	██████ ■	

納入後 6 年目以降のセンドバック方式修理の料金表 (税別)

モデル番号(型番)	年間保守契約	備 考
████████	■	████████████████
████████	■	████████████████
██████	■	████████████████

